

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2018.12.18



# US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース(毎月決算型) 追加型投信／海外／債券

## 〈愛称:スプリンター〉

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 投資信託証券 (債券 社債・低格付債*、通貨オプション)	年12回 (毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

\*低格付債:三菱UFJ国際投信株式会社の当ファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてBB格相当以下の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいいます。(BB格にはBB+格やBB-格を含みます。)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「US短期ハイ・イールド債オープン 為替プレミアムコース(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年6月18日に関東財務局長に提出しており、2018年6月19日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の  
合計純資産総額

(2018年9月28日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

特色1

米ドル建<sup>\*1</sup>の短期ハイ・イールド債券<sup>\*2</sup>を主要投資対象とします。

- ◆ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下「MSIM」ということがあります。)が運用を行うショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド カバード・コールクラス(以下「投資先ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、主として米ドル建の短期ハイ・イールド債券に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。
- ◆ 主としてB-格相当以上<sup>\*3</sup>の短期ハイ・イールド債券に投資を行います。原則として、CCC+格相当以下<sup>\*3</sup>の債券には投資を行いません(保有している債券が格下げされた場合を除きます。)
- ◆ 5年以内に満期を迎える短期の債券<sup>\*4</sup>に投資を行い、ポートフォリオのデュレーション<sup>\*5</sup>は原則として2(年)以下とします。
- ◆ 市場金利予測に基づき、保有する債券について債券先物を売り建て、金利変動リスクの低減をはかることがあります。

\*1 米国の発行体以外の発行体が米ドル建で発行する債券を含みます。

\*2 当ファンドにおいて「ハイ・イールド債券」とは、格付機関による格付がBB+格相当以下<sup>\*3</sup>の社債をいいます。また、社債には、政府が出資する法人等が発行する債券を含みます。

\*3 S&P社、Moody's社およびFitch社の格付のうち最も高い格付が適用されます。また、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない場合には、MSIMが、同等の信用格付状況にあるかを判断します。

\*4 当ファンドにおいて「短期の債券」とは、5年以内に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が1年未満の債券に限りません。

\*5 当ファンドにおいて「デュレーション」とは、期限前償還条項等の影響を調整したデュレーション(実効デュレーション)をいいます。デュレーションは「債券の利回りが変化したときの債券価格の変動性」を示す指標であり、この値が大きいほど、利回りが変動したときの債券価格の変動が大きくなります。

特色2

カバード・コール戦略を構築し、オプション・プレミアムの獲得による収益の上乗せを目指します。

- ◆ 保有する米ドル建資産について、円に対する米ドルのコール・オプションを売却することでカバード・コール戦略を構築し、米ドル高・円安となる場合の為替差益を放棄する代わりに、オプション・プレミアムの獲得による収益の上乗せを目指します。

### カバード・コール戦略

- ・保有する米ドル建資産について、円に対する米ドルのコール・オプション(対円で米ドルを買う権利)を売却します。
- ・売却するコール・オプションの権利行使価格は、取引時点の円に対する米ドルの為替レートと同水準とします。
- ・原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、新たに円に対する米ドルのコール・オプションを売却し、カバード・コール戦略を再構築します。

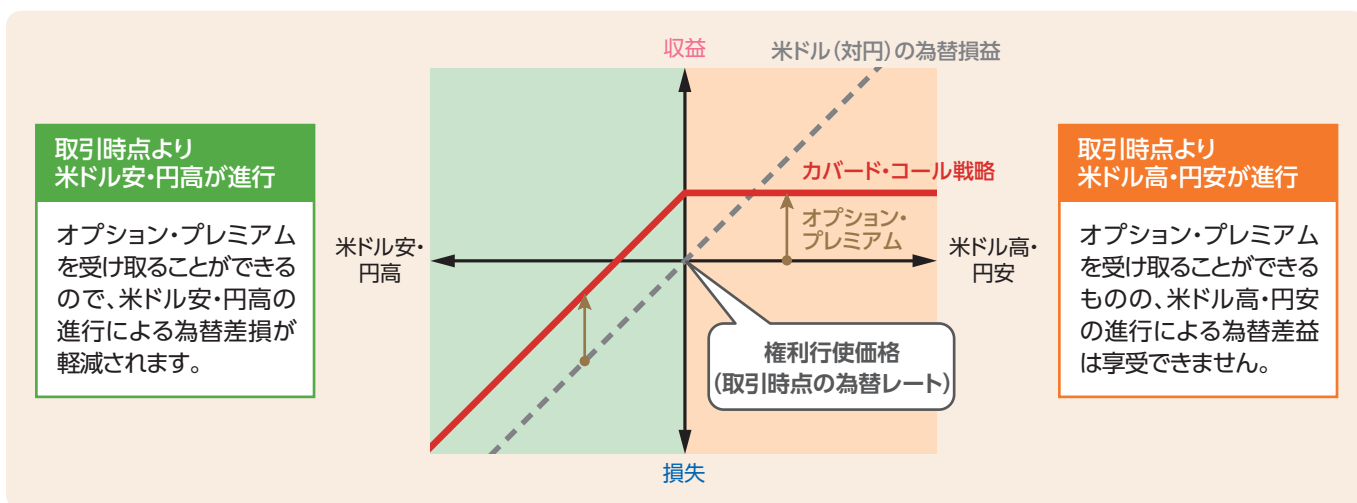
## 当ファンドのカバード・コール戦略について

- 当ファンドのカバード・コール戦略とは、米ドル建資産の保有と同時に、権利行使価格が取引時点の為替レートと同水準の円に対する米ドルのコール・オプションを売却し、オプション・プレミアムを獲得する戦略をいいます。
- この戦略により、原則として米ドルが円に対して強く(円安に)なる場合の為替差益を享受できなくなりますが、その対価としてオプション・プレミアムの獲得による収益の上乗せが期待できます。

### 【コール・オプションとは】

一般的にコール・オプションとは、「予め定められた期日(満期日)」に、「特定の商品(通貨や株式など)」を「予め定められた価格(権利行使価格)」で「買う権利」のことをいいます。コール・オプションを売却することで、売り手はオプション・プレミアム(売却による収入)を得ますが、同時に満期日において、買い手の権利行使に応じる義務を負います。当該コール・オプションの満期日において、コール・オプションの買い手が権利を行使することで、売り手にとって損失が発生する可能性があります。

### カバード・コール戦略の満期日(コール・オプションの満期日)における損益(イメージ①)

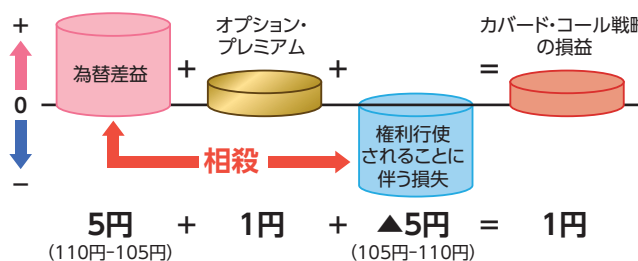


### カバード・コール戦略の満期日(コール・オプションの満期日)における損益(イメージ②)

**【前提条件】** 米ドル建資産を1米ドル保有  
 取引時点の為替レート:1米ドル=105円  
 コール・オプション(権利行使価格:1米ドル=105円、満期日:1ヵ月後)  
 オプション・プレミアム=1円

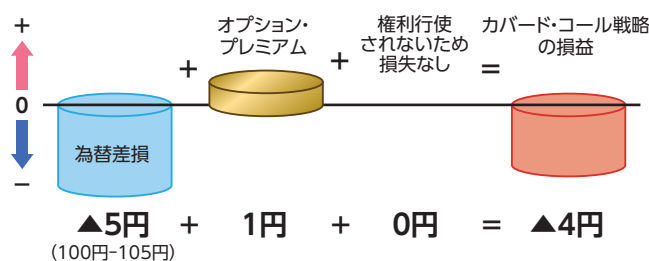
#### ケース①:取引時点より米ドル高・円安が進行

1ヵ月後(満期日)の為替レートが**1米ドル=110円**となった場合



#### ケース②:取引時点より米ドル安・円高が進行

1ヵ月後(満期日)の為替レートが**1米ドル=100円**となった場合



※上記は、あくまで当ファンドのカバード・コール戦略の満期日における損益のイメージを表したものです。満期日までの間、当ファンドが売却したコール・オプションは毎営業日評価され、その評価値の変動が基準価額に反映されます。コール・オプションの売却時点でオプション・プレミアム相当分が基準価額に反映されるものではありません。

※当ファンドのカバード・コール戦略により得られるオプション・プレミアムの水準は、コール・オプション売却時点の為替水準、権利行使価格、為替変動率、満期日までの期間等の複数の要因により決定されます。

※当ファンドの運用成果は、カバード・コール戦略の影響に加え、主要投資対象である米ドル建の短期ハイ・イールド債券の価格変動や利子収入等の影響を受けます。

※上記は、あくまで当ファンドのカバード・コール戦略に関する説明の一部であり、すべてを網羅しているわけではありません。

※上記は、実際の運用成果を示したものではありません。また、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

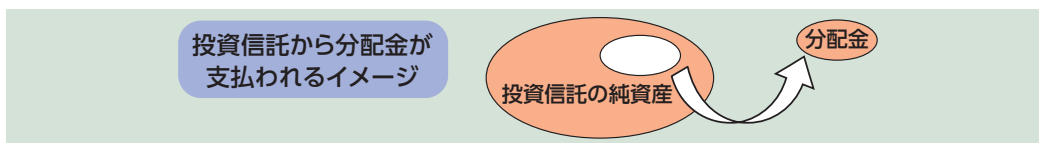


毎月の決算時(18日(休業日の場合は翌営業日))に収益の分配を行います。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。  
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



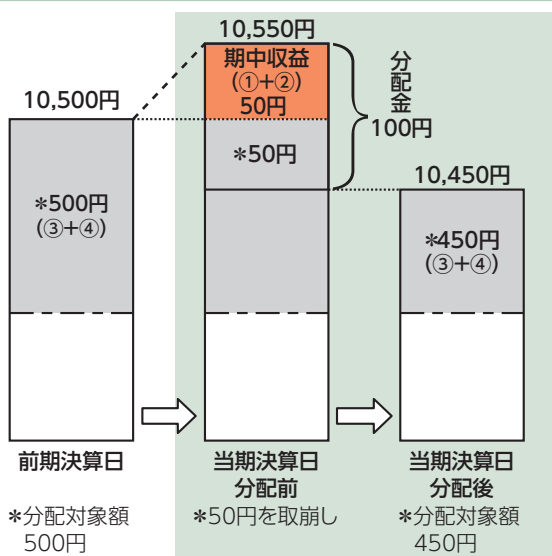
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

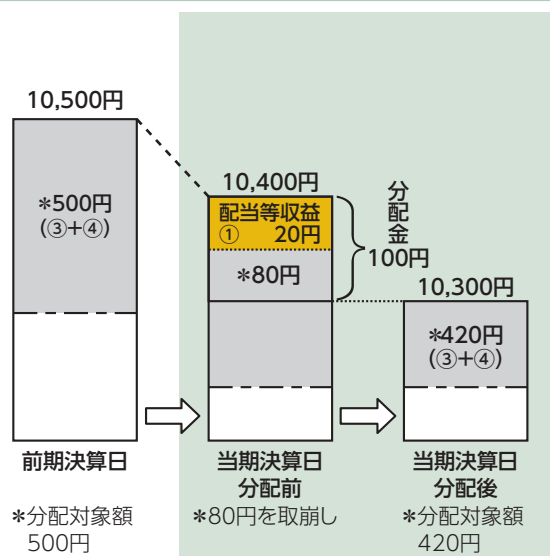
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



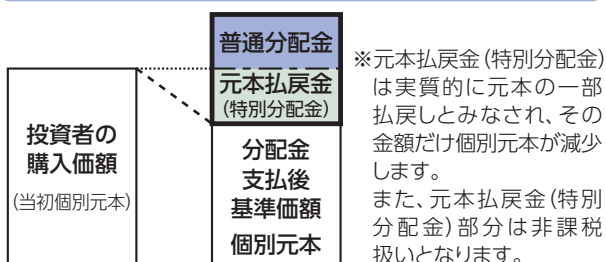
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

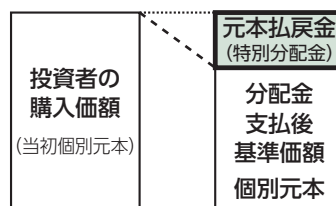
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

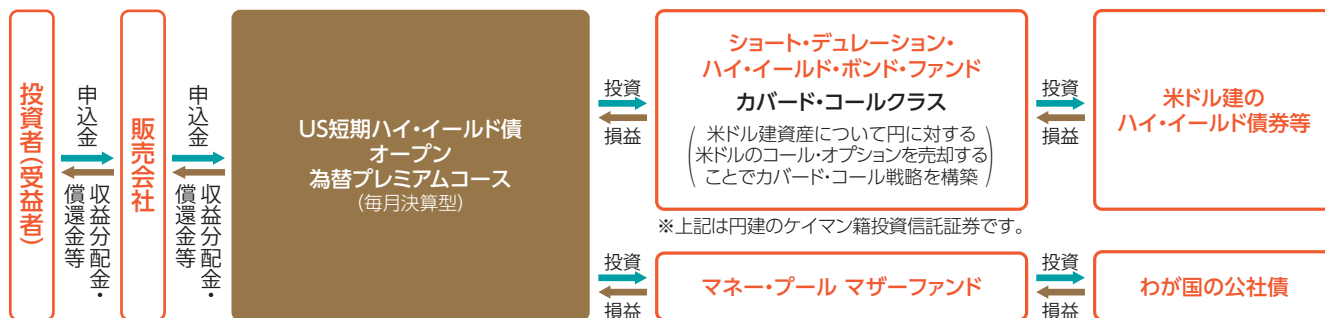
元本払戻金 (特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ■ ファンドのしくみ

### ◆ ファンド・オブ・ファンズ方式\*により運用を行います。

\* ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



※上記は円建のケイマン籍投資信託証券です。

※ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド カバード・コールクラスはモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・イ  
ンクが運用を行います。コール・オプションの売却はクレディ・スイス・インターナショナルを通じて行います。

※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。

## ■ 主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 追加的記載事項 (投資対象とする投資信託証券の概要)

### ■ ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド カバード・コールクラス

名称	ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド カバード・コールクラス (以下、当概要において「投資先ファンド」といいます。)
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建
目的及び基本的性格	米ドル建 <sup>*1</sup> の短期ハイ・イールド債券 <sup>*2</sup> を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。 *1 米国の発行体以外の発行体が米ドル建で発行する債券を含みます。 *2 投資先ファンドにおいて「ハイ・イールド債券」とは、格付機関による格付がBB+格相当以下 <sup>*3</sup> の社債をいいます。また、社債には、政府が出資する法人等が発行する債券を含みます。 *3 S&P社、Moody's社およびFitch社の格付のうち最も高い格付が適用されます。また、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない場合には、MSIMが、同等の信用格付状況にあるかを判断します。以下同じ。
運用方針	1. 主として米ドル建の短期ハイ・イールド債券に投資を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>主としてB-格相当以上<sup>*3</sup>の短期ハイ・イールド債券に投資を行います。</li> <li>原則として、CCC+格相当以下<sup>*3</sup>の債券には投資を行いません。ただし、保有している債券が格下げされた場合を除きます。</li> <li>米ドル建の投資適格社債<sup>*4</sup>、米国国債等に投資を行うことがあります。</li> <li>ハイ・イールド債券の投資割合は、原則として純資産総額の70%以上とします。</li> <li>米国の発行体以外の発行体により発行された債券の投資割合は、取得時において、純資産総額の25%以下とします。</li> <li>単一の発行体により発行された債券(米国国債を除きます。)の投資割合は、取得時において、純資産総額の5%以下とします。</li> <li>5年以内に満期を迎える短期の債券<sup>*5</sup>に投資を行い、ポートフォリオのデュレーション<sup>*6</sup>は原則として2(年)以下とします。</li> <li>市場金利予測に基づき、保有する債券について債券先物を売り建て、金利変動リスクの低減をはかることがあります。</li> <li>*4 投資先ファンドにおいて「投資適格社債」とは、格付機関による格付がBBB-格相当以上<sup>*3</sup>の社債をいいます。</li> <li>*5 投資先ファンドにおいて「短期の債券」とは、5年以内に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が1年未満の債券に限りません。</li> <li>*6 投資先ファンドにおいて「デュレーション」とは、期限前償還条項等の影響を調整したデュレーション(実効デュレーション)をいいます。デュレーションは「債券の利回りが変化したときの債券価格の変動性」を示す指標であり、この値が大きいほど、利回りが変動したときの債券価格の変動が大きくなります。</li> </ul> 2. 保有する米ドル建資産について、円に対する米ドルのコール・オプションを売却しカバード・コール戦略を構築します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※保有する米ドル建資産について、円に対する米ドルのコール・オプション(対円で米ドルを買う権利)を売却します。</li> <li>※売却するコール・オプションの権利行使価格は、取引時点の円に対する米ドルの為替レートと同水準とします。</li> <li>※原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、新たに円に対する米ドルのコール・オプションを売却し、カバード・コール戦略を再構築します。</li> <li>※コール・オプションの売却はクレディ・スイス・インターナショナルを通じて行います。</li> </ul> 3. 資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
信託期限	無期限
設定日	2014年4月22日
会計年度末	毎年12月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.61%程度 (運用報酬:年率0.42%、管理費用:年率0.19%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。

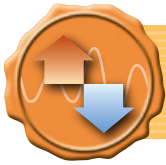
#### 「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」について

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの米国拠点です。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として、様々な運用戦略を世界の投資家に提供しています。

### ■ マネー・プール マザーファンド

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するよう配慮するとともに、安定した収益の確保を目指して運用を行います。





# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

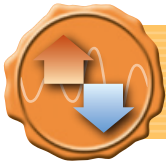
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 為替変動 リスク

- ・主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資します。そのため、米ドルが円に対して弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となります。
- ・主要投資対象とする外国投資信託は、保有する米ドル建資産について、権利行使価格が取引時点の為替レートと同水準の円に対する米ドルのコール・オプション(対円で米ドルを買う権利)を売却します。米ドルが円に対して強く(円安に)なる場合は、売却したコール・オプションに損失が発生し米ドル建資産の保有にともなう為替差益を相殺することから、原則として為替差益を享受することができません。このため、コール・オプションを売却しない場合に比べて運用成果が劣化する可能性があります。
- ・原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、新たにコール・オプションを売却します。米ドルが円に対して弱く(円高に)なった後に新たにコール・オプションを売却する場合には、権利行使価格が元のコール・オプションの権利行使価格よりも円高水準となるため、その後為替レートが元の水準に戻ったとしても、基準価額は元の水準を下回る場合があります。
- ・コール・オプションは、円に対する米ドルの水準に加え、金利や残存期間、変動率(ボラティリティ)の変化等により評価値が変動するため、売却したコール・オプションの評価値の上昇により損失が発生する場合があります。また、換金等に伴いオプション取引を解消する場合、市況動向や資金動向次第では不利な価格で解消しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

### 金利変動 リスク (債券価格 変動リスク)

実質的に投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、基準価額の変動要因となります。米ドル建債券に投資を行うため、米国金利の変動の影響を受けます。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。ハイ・イールド債券は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、基準価額の変動要因となります。



# 投資リスク

## 信用リスク (デフォルト・ リスク)

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

## 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

## カントリー・ リスク

当ファンドは、実質的に米国以外の企業が発行する債券に投資する場合があります。新興国の債券に投資した場合、その債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ・市場環境、資産規模あるいは資金流入の状況等によっては、カバード・コール戦略を十分に行えない場合があります。
- ・ファンドの名称中の「プレミアム」とは、オプション・プレミアムの「プレミアム」を意味します。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

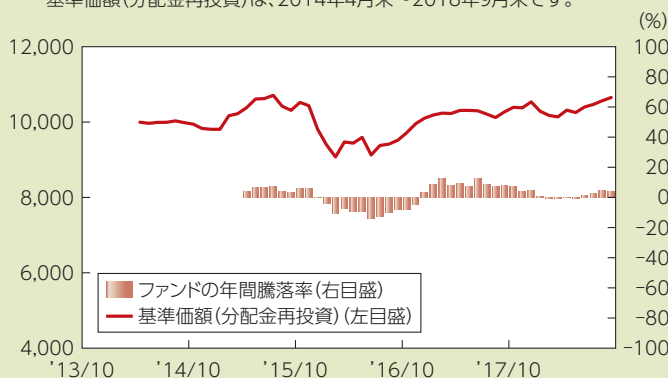
また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

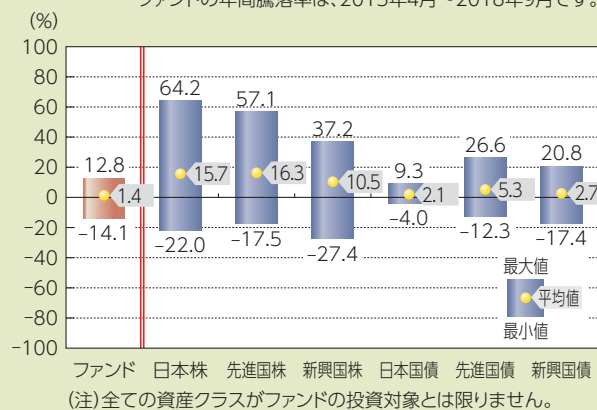
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2015年4月～2018年9月です。  
基準価額(分配金再投資)は、2014年4月末～2018年9月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年10月末～2018年9月末)  
ファンドの年間騰落率は、2015年4月～2018年9月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

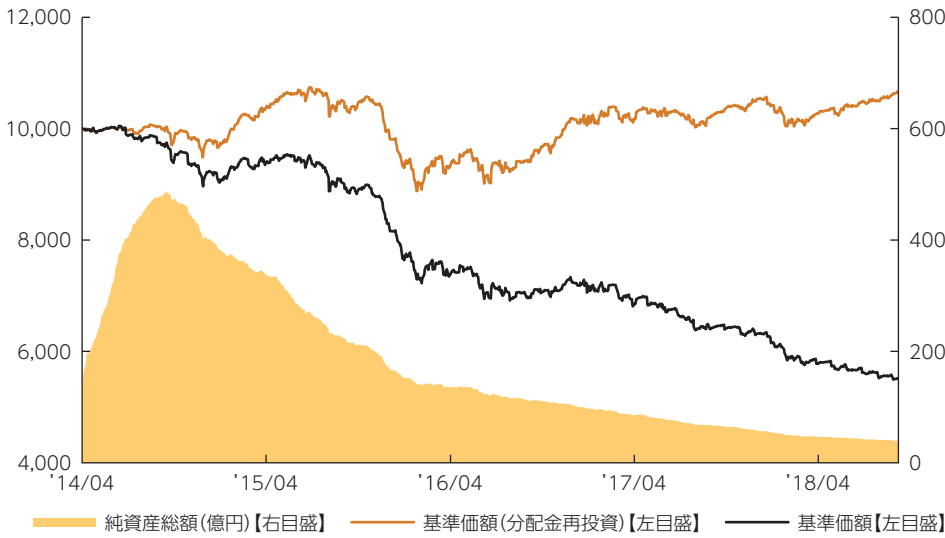
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2018年9月28日現在

## ■ 基準価額・純資産の推移 2014年4月22日(設定日)～2018年9月28日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■ 基準価額・純資産

基準価額	5,513円
純資産総額	39.4億円

## ■ 分配の推移

2018年9月	95円
2018年8月	95円
2018年7月	95円
2018年6月	95円
2018年5月	95円
2018年4月	95円
直近1年間累計	1,140円
設定来累計	4,845円

- 分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 主要な資産の状況

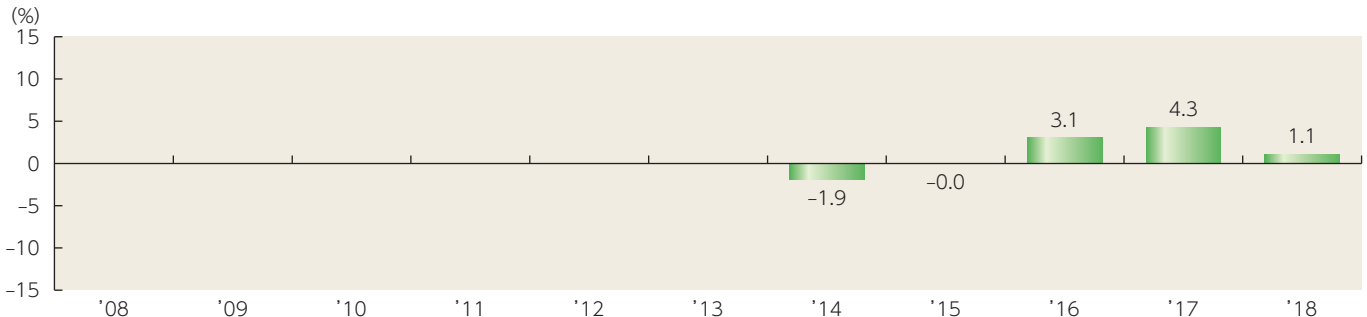
資産構成	比率
ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド カバード・コールクラス	98.3%
マネー・プール マザーファンド	0.0%
コールローン他(負債控除後)	1.7%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	国・地域	利率	償還日	比率
1 CTPトランスポーテーション・プロダクツ	米国	8.250%	2019年12月15日	2.9%
2 リバース・ピッツバーグ	米国	6.125%	2021年 8月15日	2.8%
3 マーチン・ミッドストリーム・パートナーズ	米国	7.250%	2021年 2月15日	2.7%
4 フェレルガス	米国	6.500%	2021年 5月 1日	2.6%
5 アイスター	米国	6.000%	2022年 4月 1日	2.2%
6 ナショナル・シネメディア	米国	6.000%	2022年 4月15日	1.9%
7 ラディアン・グループ	米国	5.500%	2019年 6月 1日	1.9%
8 NGLエナジー・パートナーズ	米国	5.125%	2019年 7月15日	1.8%
9 アーティセン・エンベデッドテクノロジーズ	米国	9.750%	2020年10月15日	1.6%
10 クリーバー・ブルックス	米国	7.875%	2023年 3月 1日	1.6%

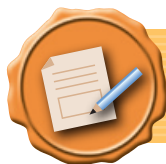
- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率
- 外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

## ■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2014年は設定日から年末までの、2018年は年初から9月28日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

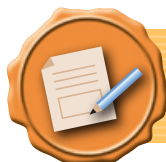
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ルクセンブルグの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2018年6月19日から2019年6月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
 その他	スイッチング	販売会社によっては、当ファンドおよびUS短期ハイ・イールド債オープン(毎月決算型)(複数のファンドから構成されています。)のファンド間でスイッチングを取扱う場合があります。なお、スイッチングは2019年3月7日までとなります。くわしくは、投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。
	信託期間	2024年3月18日まで(2014年4月22日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・当ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当ファンドは繰上償還となります。
	決算日	毎月18日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	2,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(3・9月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。	
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。	



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 <b>上限3.24% (税抜 3.00%)</b> (販売会社が定めます)	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>日々の純資産総額に対して、<b>年率1.1124% (税抜 年率1.0300%)</b> をかけた額            ※日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <math display="block">1 \text{ 万口あたりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)</math> </div> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.40%</td> <td>当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.60%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p>		支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.40%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社	0.03%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容												
	委託会社	0.40%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等												
	販売会社	0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等												
受託会社	0.03%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等													
投資対象とする投資信託証券	<p>投資対象ファンドの純資産総額に対して、<b>年率0.61%程度</b> (運用および管理等にかかる費用)            (マネー・プール マザーファンドは除きます。)</p>														
実質的な負担	<p>当ファンドの純資産総額に対して、<b>年率1.7224%程度 (税抜 年率1.6400%程度)</b>            ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。</p>														
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用</li> <li>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。            ※監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。</p>														

※投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、実質的な信託報酬率には含めておりません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2018年9月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>